

目黒区地域活動団体損害賠償責任保険取扱要綱

(昭和59年6月6日 目区管第94号)

改正 昭和62年7月17日 目区区第353号

平成7年2月13日 目区区第327号

平成11年7月1日 目地地第293号

平成13年5月23日 目区地第137号

令和2年12月1日 目区地第1290号

(目的)

第1条

区内の団体が行う地域活動における責任者又は責任者が指名した指導者(以下「主催者」という。)が、行事運営上の不備が原因となって行事参加者等の第三者に負傷、疾病、障害、死亡又は財物の損壊(以下「傷等」という。)を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合、主催者等の被る損害にかかわる賠償責任保険制度を設け、区民の地域活動の振興に寄与するものとする。

(地域活動団体の範囲)

第2条

本制度の対象とする地域活動団体とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) おおむね5人以上の構成員を有すること。
- (2) 構成員の半数以上が区民(区内に在勤・在学する者を含む。)であること。
- (3) 法人格を有しないこと(ただし、地方自治法第260条の2第1項の認定を受けた地縁による団体及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を除く。)
- (4) 責任の所在が明らかであり、かつ、その代表者が区民であること。
- (5) 政治的、宗教的活動若しくは営利活動を目的とするものでないこと。

(地域活動の範囲)

第3条

本制度の対象とする地域活動の範囲は次のとおりとする。

- (1) 活動の要件(次に該当すること。)
 - ア 主として区民を対象とし、又は目黒区の区域内において行われる活動であること。
 - イ 地域活動団体の管理下において継続的かつ計画的に行われる活動であること。
 - ウ 無報酬(直接的費用弁償は除く。)で、労力、知識、技術の提供が行われる活動であること。
- (2) 活動の内容(次の各号のいずれかに該当するものであること。)
 - ア 道路、河川、公園(児童遊園を含む。)、緑道、広場等の公共施設の整備及び清掃美化活動
 - イ 防災、防犯及び交通安全活動
 - ウ 高齢者、心身障害者(児)及び病弱者のための援助活動
 - エ おおむね20歳未満の青少年の健全育成を目的とする活動。ただし、山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビングその他これに類する危険なスポーツ等を除く。
 - オ アからエに掲げるもののほか、これに準ずるものとして区長が特に必要と認める活動

(地域活動団体損害賠償責任保険の契約)

第4条

目黒区地域活動団体損害賠償責任保険制度(以下「損害賠償責任保険」という。)は、主催者等を被保険者とし損害保険会社(以下「保険会社」という。)を保険者として区長が契約を締結する。

(損害賠償責任保険の補償の範囲)

第5条

地域活動における損害の補償は、次の各号に掲げる要件に該当する事故に起因する行事参加者等の第三者の負傷事故について、被害者から賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に行うものとする。

- (1)主催者等が定めた地域活動の集合地又は出発地から解散地までの間に発生したものであること。
- (2)主催者等の過失により発生したものであること。

2 補償は、損害賠償金(治療費、入院費、通院交通費、慰謝料、休業補償、死亡による逸失利益、財物の修理等)及び保険会社が認めた費用(訴訟費用、損害の拡大防止軽減費用等)につき1000円を超える部分のうち、次の各号に掲げる金額を限度とした額とする。

- (1)身体補償 最高1人3000万円 1事故1億円
- (2)財物補償 最高1事故200万円
- (3)受託物賠償 最高1事故100万円

(保険期間)

第6条

損害賠償責任保険の保険期間は、毎年7月1日午後4時に始まり翌年7月1日午後4時に終わる。ただし、保険期間の中途において、追加加入の申込みがあった場合の保険期間は、区長が加入を承認し、かつ、保険会社が受け付けた日の午後4時に始まり、保険期間の終期に終わるものとする。

(加入申込み)

第7条

損害賠償責任保険に加入しようとする主催者等は、あらかじめ加入申請書(別記第1号様式)を別に区長が指定する期日までに区長に提出し、承認書(別記第2号様式)により承認を受けなければならないものとする。ただし、追加加入の申込みは随時受け付けるものとする。

(事故報告)

第8条

地域活動中に事故が発生したときは、主催者等は、速やかに事故報告書(別記第3号様式)を区長及び保険会社に提出しなければならないものとする。なお、区長は主催者から提出された事故報告書を審査の上、その写しを保険会社に送付するものとする。

(保険金の請求及び受理)

第9条

損害賠償責任保険の保険金は、主催者等と被害者との間で損害賠償にかかわる法律上の問題がすべて解決した後、主催者等が保険会社に請求し、受理するものとする。

ただし、主催者等は、被害者との間で示談等を行う場合は、あらかじめ保険会社と充分協議をした上で承認を得るものとする。

承認を得ずに示談等を行った場合は、損害額の一部又は全部が保険の適用外となることもある。

(保険金の請求及び支払状況の報告)

第10条

保険会社は、保険金の請求及び支払状況をその都度、区長に報告するものとする。

2 区長は、保険金の請求、支払等について、保険者及び被保険者に対し必要に応じ報告を求めることができる。

(他の保険契約等との取扱い)

第11条

損害賠償責任保険のほかに、同一の補償が得られる他の保険契約等を締結しており、かつ、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出した補償額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの保険契約等の補償額を当該補償額を合算した額で除して得た割合に損害額を乗じて得た額を当該保険契約等の補償額とする。

付 則（昭和59年6月6日目区管第94号）

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

付 則（昭和62年7月17日目区第353号）

この要綱は、昭和62年7月17日から施行する。

付 則（平成7年2月13日目区第327号）

この要綱は、平成7年2月13日から施行する。

付 則（平成11年7月1日目地第293号）

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則（平成13年5月23日目区地第137号）

この要綱は、平成13年5月23日から施行する。

付 則（令和2年12月1日目区地第1290号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。